社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十三号

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定

日本国及びハンガリーは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリーをいう。

(b)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

ハンガリーについては、国籍に関する法律によりハンガリー国民とされる自然人

(c)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則

ハンガリーについては、次条2に規定する社会保障の計画及び制度に関するハンガリーの法律及び規則

(d)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関

ハンガリーについては、ハンガリーの法令によって規律される社会保障の計画及び制度に責任を有するハンガリーの大臣、省又はその他の関係当局

(e)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

ハンガリーについては、ハンガリーの法令の実施に責任を有する機関又は当局

(f)　「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による保険料納付期間及び保険料納付期間とみなされるその他のもの

(g)　「給付」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令による年金その他の現金給付

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による年金その他の現金給付（当該給付に追加して、当該法令により資格を有する者に対して支払われる補完給付、補足給付又は増加給付を含む。）

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

1　この協定は、

(a)　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii)　国家公務員共済年金

(iv)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v)　私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b)　次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i)　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(ii)　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

(iii)　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

(iv)　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

(v)　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

(vi)　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vii)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条（3の規定を除く。）及び第三十三条2の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2　ハンガリーについては、次の事項に関する法律及び規則について適用する。

(a)　保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付

(b)　社会保険の年金給付

ただし、この2に規定する法律及び規則には、ハンガリーと第三国との間で現在締結されており、若しくは将来締結されることのある社会保障に関する協定その他の国際約束又はその個別の実施のために制定された法律及び規則を含めない。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもって滞在することをいう。